

## 紀の国森づくり苗木活用実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、県、市町村、森林所有者及び県民等の協働により、和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例（平成23年和歌山県条例第58号）の基本理念に沿った取組を支援するため、県が実施する苗木の提供方法等について定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 県民等とは、県民並びに県内に所在する事業者及び関係機関をいう。
- (2) 苗木とは、「ぼくの苗・わたしの苗～苗木のスクールステイ」及び郷土樹種の育成で育てられた苗木のうち提供可能なものとする。

### (提供内容)

第3 苗木は、県内で行う植樹に対し、無償で提供するものとする。

### (対象者)

第4 提供の対象者は県民等及び和歌山県内に所在する地方公共団体（以下「申請者」という。）とする。ただし、以下に該当するものは、対象としない。

- (1) 申請者が所有し、又は管理する土地以外に植樹を計画しているもの
- (2) 販売等、植樹以外の目的への使用を計画しているもの
- (3) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1項の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有するもの

### (提供本数)

第5 提供本数は、申請者1人当たり50本（個人以外の申請の場合は1団体当たり200本）までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、苗木の配布本数について協議のうえ、育成されている本数以内で提供出来るものとする。

- (1) 紀の国森づくり基金を活用した森林育成の取組
- (2) 市町村が実施する県民等参加型の森林育成イベント等
- (3) 「企業の森」事業における森づくり
- (4) その他知事が認める森林環境保全及び地域住民との交流を図る取組

### (提供方法)

第6 申請者は、居住又は所在する市町村を所管する振興局農林水産振興部長に苗木提供希望届（別記第1号様式）を提出することとする。ただし、苗木提出希望届は苗木を受け取る日から30日前までに提出するものとする。

2 振興局農林水産振興部長は、提供本数を決定し、苗木提供決定通知（別記様式第2号）により希望者に通知するとともに、林業試験場長にその内容を通知するものとする。

### (苗木の受け取り)

第7 苗木の受け取りについては、原則として林業試験場中辺路試験地で行うものとする。この場合において、受け取りの期間を定めたうえで、第6第2項の通知により申請者に通知するものとする。

### (申請者の協力等)

第8 申請者は、苗木提供実施確認に必要な写真撮影等に協力する必要がある、県が植栽地の写真等をホームページ等で公開することに同意するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。